

令和3年3月1日

利用団体の皆様

学校安全課長

### 学校施設開放事業の再開について（通知）

学校施設開放事業については、市関連施設の利用中止にあわせて令和2年12月7日（月）から一旦中止としましたが、令和3年2月末をもって大阪府が緊急事態宣言の対象地域から除外されるため、3月1日（月）から施設利用を再開することが、新型コロナウイルス対策本部で決定となったことに伴い、学校施設開放事業を再開するものです。

#### 記

##### 1. 今回の事業再開について

3月1日（月）を基準日として再開いたします。ただし、「学校体育施設開放事業」につきましては、開放運営委員会を開催いただき、学校の確認の後、利用再開日を決定することとなりますので、ご理解よろしく願いいたします。

また、3月31日（水）までの利用に限り、利用日の前日までの申請を可としますので、よろしく願いいたします。

##### 2. 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのチェックシート」の提出について

利用団体へのチェックシートの提出につきましては、引き続き施設の使用条件となります。チェックシートが未提出の場合、次回の使用を許可いたしませんので、あらかじめご了承ください。新型コロナウイルス感染拡大防止への利用団体のみなさまのご理解、ご協力をよろしく願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

枚方市教育委員会 総合教育部 学校安全課（担当：多田・廣瀬）  
TEL：050-7105-8020 FAX：072-851-9335